平成２９年（フ）第３４７号
栃木県栃木市万町19番18号、前住所栃木県鹿沼市東町１丁目３番23号　プレミールＥｓｔⅡ　201
債務者　小島　拓也（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市平松本町342番地１　イースト鈴実Ｂ101、前住所栃木県宇都宮市西川田町２番地３　アーティストリー301
債務者　蓬田　弘臣
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２７号
岡山市中区穭東町１丁目11番９－２号、旧住所岡山市中区穭東町１丁目11番９－１号
債務者　岡部　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４０号
岡山市中区桜橋２丁目９番２号
債務者　大野　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４４号
岡山県倉敷市児島味野６丁目６番24号
債務者　古川　　憲
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６２号
岡山市北区今保552番地20　コーポアムール102
債務者　多田　知也
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２０号
東京都八王子市宇津木町939番地13
債務者　村野　達子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２９号
東京都東大和市向原４丁目33番地の１メゾン向原207号
債務者　北舘　英治
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８６８号
東京都あきる野市瀬戸岡110番地レオネクストＴヴィルヌーブⅣ102号
債務者　藤原　博紀
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
長崎県北松浦郡佐々町八口免587番地
債務者　本山　平輔
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
長崎県西海市大島町5504番地１　塔の尾団地Ｄ棟１号、前住所大分県大分市長浜町２丁目10番15号　サーパス長浜1303
債務者　中村　潤樹
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
長崎県佐世保市山手町25番22号、前住所長崎県佐世保市大黒町25番９号
債務者　葉戸ちず子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
愛知県豊橋市向山町字三ノ輪５番地　メゾンサマーアイ107号、住民票上の住所愛知県豊橋市三ノ輪町５丁目78番地３
債務者　川橋　　整
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６９号
愛知県田原市片西１丁目78番地　シーサイドビレッジ２棟103号室
債務者　鈴木茉利奈
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８６４号
東京都府中市是政４丁目４番地の22ルネファンタグラーレ府中是政408
債務者　小林富美子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部